

# 北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領

令和4年6月9日技普第427号農政部長通知

改正 令和5年5月11日技普第227号農政部長通知

## 第1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記4の「サポート体制構築事業」に関する事業計画書の認定及び変更手続並びに補助金の交付については、実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 事業実施計画の承認

- 1 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2に掲げる事業を実施する場合は事業実施年度から3年間の新規就農者の数を成果目標とする事業実施計画を作成し、別に定める日までに別記第1-1号様式及び別記第1-2号様式により総合振興局長若しくは振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、複数の総合振興局若しくは振興局（以下「総合振興局等」という。）の区域を対象とする事業を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）は、主たる事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「主たる総合振興局長等」という。）に提出し、全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 1により事業実施計画の承認の申請を受けた知事又は総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ）が、事業実施計画の承認をする場合は、別記第2号様式により通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、1の提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長に協議するものとする。

## 第3 事業実施計画の変更

- 1 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、交付要綱に定める重要な変更をするときは、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。
- 2 事業内容の変更で1に該当しない場合にあつては、総合振興局長等に報告するものとし、報告を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。

## 第4 助成措置

- 1 知事又は総合振興局長等は、事業を実施するのに要する経費に充てるため、第2により事業計画の承認を受けた事業実施主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助対象事業、補助対象経費及び補助率等については、実施要綱別記4の別表1のとおりとする。

## 第5 事業の(交付決定前)着手

- 1 事業の実施については、交付規則第6条の補助金の交付の決定後に着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第2の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を別記第3号様式により、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は第2の事業実施計画の承認を受けてから着手するものとする。  
また、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえ行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、1により交付決定前着手届の提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、当該届けの写しを添えて農政部長に報告するものとする。

## 第6 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式（昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあつては知事に提出するものとする。
  - (1) 事業計画書（農政第2号様式）
  - (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
  - (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
  - (4) 事業予算書（農政第20号様式）
  - (5) 資金収支計画（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
  - (6) 事業実施計画書の写し（別記第1－2号様式）
- 2 事業実施主体は1の申請書を提出するに当たって、別記第4号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。
- 3 事業実施主体は1の申請書を提出するにあたって、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減じた金額の範囲内で交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## 第7 補助金の交付の決定

- 1 知事又は総合振興局長等は、第6の1により提出された申請書等を交付規則第4条に基づき審査の上、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、別記第5号様式及び別記第6－1号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、事業実施主体が第6の3のただし書きにより消費税等仕入控除税額を減じないで補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次

に掲げる条件を追加するものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付規則第15条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - (2) 事業実施主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第7号様式により、その金額（実績報告において、（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- 3 知事又は総合振興局長等は、交付規則第6条第1項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第6-2号様式により事業実施主体に速やかに通知するものとする。

## 第8 補助事業の内容等の変更等

- 1 事業実施主体は、補助事業の内容等について、交付要綱に定める重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第6の1に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に申請するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記第8-1号様式又は別記第8-2号様式により事業実施主体に通知するものとする。

## 第9 補助事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に対し申請するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第9号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第10 補助事業の執行の遅延又は不能

- 1 事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記第10号様式を知事又は総合振興局長等に提出し、その指示を受けるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の報告に基づき事業実施主体に対して事業遂行の指示をするときには、別記第11号様式により行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第11 補助事業の事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し  
次の様式で事業実施主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更  
別記第12-5号様式で事業実施主体に通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第12 補助金の概算払の申請

- 1 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第6の3により補助金等交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第13-1号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、概算払いの必要がないと認められるときは、別記第13-2号様式により概算払をしない理由を付して事業実施主体に通知するものとする。

## 第13 補助事業の事業遂行状況の報告

- 1 事業実施主体は、補助金の交付決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記第10号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により提出のあった事業遂行状況報告書の写しを当該四半期の最終月の翌月20日までに農政部長に提出するものとする。

## 第14 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第14-1号様式で事業実施主体にその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、事業実施主体が1の命令に従わないときには、別記第14-2号様式で事業実施主体に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、事業実施主体が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第14-3号様式で事業実施主体に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、事業実施主体が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で事業実施主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第15 機械導入等の実施

- 1 本事業における機械器具等の導入や事業により導入した機械器具等の管理運営等において必要な諸手続は、この要領に定めるもののほか、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30生産第2220号等農林水産省生産局長等通知。以下「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事務取扱い」という。）を準用するものとする。この場合にあっては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ」とあるのを「北海道サポート体制構築事業」、「都道府県知事」とあるのを「知事又は総合振興局長等」と読み替えるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により強い農業・担い手づくり総合支援交付金事務取扱い第5の3、4及び5に定める届け出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

## 第16 契約等

- 1 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとするが、あらかじめ、別記第15号様式により、その理由、選定方法等を知事又は総合振興局長等に報告しなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付要綱別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体は、1による入札終了後、速やかにその結果を別記第16号様式により、知事又は総合振興局長等に報告するものとする。
- 4 総合振興局長等は、前項による入札結果報告・着工届を受理したときは、その写しを農政部長に提出するものとする。

## 第17 工事の完成等

- 1 補助事業者は、建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときには、農政第148号様式のしゅん功届又は別記第17号様式の機械導入等完了報告書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者は、事業実施主体等から建設工事の完成及び機械器具の導入完了の報告を受け、工事完成検査等を行い、農政第148号様式のしゅん功届又は別記第17号様式の機械導入等完了報告書に関係書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出するもの

とする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、交付規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年9月14日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定について（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成22年3月26日付け管理第1317号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第18号様式の補助事業に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

## 第18 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は道の会計年度が終了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告には、併せて翌年度以降における事業実施計画書を添付するものとする。

(1) 事業実績書（農政第2号様式）

(2) 経費の配分調書（農政第18号様式）

(3) 補助金等精算書（農政第29号様式）

(4) 事業精算書（農政第31号様式）

(5) 事業実績報告書（別記第1－2号様式）

- 2 知事又は総合振興局長等は、1の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第19号様式により事業実施主体に通知するものとする。

- 3 知事又は総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第20号様式により事業実施主体にその超過額の返還を命ずるものとする。

- 4 1から3までの規定は、第10の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、1の「補助事業完了の日」を「補助対象事業廃止の承認を受けた日」と読み替える。

- 5 総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第21号様式の補助金交付状況報告書に1の補助事業実績報告書の写しを添えて、速やかに農政部長に報告するものとする。

## 第19 補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、次のいずれかに該当する場合には、第7の交付の決定の全部又

は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で事業実施主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第20 帳簿及び書類の備え付け

事業実施主体は、補助事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間（農林畜産産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間）を経過しないものがある場合にあっては、当該処分制限期間を経過するまで別記第22-1号様式又は別記第22-2号様式の財産管理台帳、その他関係書類を整備・保管しなければならない。

## 第21 財産の処分

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し別記第23号様式で財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 1の規定は、事業実施主体が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合、大蔵省令で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）に相当する期間を経過した場合、又は補助事業を行うに当たって、当該財産を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではない。
- 3 知事又は総合振興局長等は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第24号様式で事業実施主体に通知するものとする。
- 4 総合振興局長等は、3の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部

長と協議するものとする。

## 第 22 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により事業実施主体等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

## 第 23 達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、第2の1の成果目標で作成した事業実施年度から目標年度の翌年度までの間における成果目標の達成状況について、別記第25号様式により、当該年度における事業実施状況報告書により知事又は総合振興局長等に報告する。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1による報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、事業実施主体に対して改善に向けた助言、指導を行うなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

## 第24 研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証

- 1 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等（就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等）を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。
- 2 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第18の1に掲げる事業実績報告書に記載する。
- 3 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、事業実施年度から第2の1の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者の就農状況等を調査する。
- 4 事業実施主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第26号により、知事又は総合振興局長等に報告する。
- 5 事業実施主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。

## 附則

- 1 この要領は、令和4年6月9日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。

## 附則

- 1 この要領は、令和5年5月11日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和5年4月1日から適用する。